

# ねんきん定期便を誕生月に送付します

—12月生まれの方からご自宅へ郵送します—

被用者年金一元化に伴い、現在、日本年金機構で実施されている「ねんきん定期便」について、共済組合においても実施することになりました。

## 「ねんきん定期便」 とは？

年金加入記録をご確認いただくとともに、保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報をお知らせすることにより、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、毎年1回、誕生月の16日（休日の場合は、翌営業日）にお送りするものです。

## 「ねんきん定期便」についてのQ&A

- Q1** 今年60歳になりましたが、「ねんきん定期便」は送付されますか。
- A1** 60歳未満の方に送付するため、60歳以上の方には送付いたしません。60歳以上の方で年金の試算を希望される場合は、共済組合年金課までご連絡ください。
- Q2** 「ねんきん定期便」は、日本年金機構から送付されるのですか。それとも共済組合から送付されるのですか。
- A2** 在職中の組合員の方には、全国市町村職員共済組合連合会から送付いたします。
- Q3** いつから送付が開始されるのですか。
- A3** 12月生まれの方から順次、誕生月にご自宅へ郵送いたします。以降、年1回誕生月に送付いたします。
- Q4** 共済組合から送付される「ねんきん定期便」は、共済組合で管理されている記録のみ記載されるのですか。
- A4** 共済組合で管理されている記録のほか、日本年金機構や日本私立学校振興・共済事業団で管理されている公的年金の記録についても記載します。
- Q5** 具体的にどのような内容が記載されるのですか。
- A5** 主なものとして、これまでの年金加入月数や年金試算額のほか、これまでの保険料納付額等を記載して、「はがき形式」にて通知いたします。  
また、35、45、59歳の方には、節目通知として、さらに詳細なこれまでの年金加入履歴等も記載して、「封書」にて通知いたします。
- Q6** 「ねんきん定期便」の内容について、問い合わせをする場合、どこにしたらよいのですか。
- A6** お問い合わせ先は、栃木県市町村職員共済組合年金課（電話 028-615-7817）になります。